慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法一四〕バック・ペイにおいて他の職場から得た賃金の控除 (昭和三七年九月一八日最高裁判所第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1963
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.36, No.7 (1963. 7) ,p.103- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630715-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法 四 ック・ペイにおいて他の職場から得た賃金の控除

| 控訴等 昭和三六年一月三○日判決東京高裁| | 昭和三六年(オ)第五一九号東京職業員会| | 第本章 昭和三三年二月二日日判決東京職業員会| | 第一等 昭和三二年二月二四日東京都労働委員会| | 第一下 昭和三九年一二月二四日東京都労働委員会| | 第一下 昭和三九年一九月一八日最高裁判所第三小法廷判决| | 四和三七年九月一八日最高裁判所第三小法廷判决

【参照条文】 労働組合法七条一号、同法二七条

律違反例えば出動時の数分の遅刻なども看視を厳重にして取締る」 作文の大会の当用、米軍のX隊長は、従業員全員を一室に集め、ついに昭和二八年六月二七日組合結成と、それ以降具体的な労働組合結成のための準備委員会が生まれ、その準備委員会に短知名のうらの人が選ばれた。そしてこの準備委員会は、それ以降具体的な労ちの人が選ばれた。そしてこの準備委員会は、それ以降具体的な労ちの人が選ばれた。そしてこの準備委員会は、それ以降具体的な労め、ついに昭和二八年六月二七日組合結成と、前年四月には労働組いた従業員の間で労働組合結成の動きが生じ、同年四月には労働組いた従業員の間で労働組合結成の動きが生じ、同年四月には労働組いた従業員の間で労働組合結成の事備を行なつたのである。この準備委員会の努力により、ついに昭和二八年六月二七日組合結成には断乎反対する。若し外め「外部団体に加盟するなら 組合員全員でも 誠にするかもしれない」「強事違反例えば出動時の数分の遅刻なども看視を厳重にして取締る」 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対する昇給推薦を取止め、これまで看過していた些細な規 十数名に対するよりに対して取締る」

びBは、その直後X隊長に呼び出され、主として非能率的人物で 名のものは、隊長の訓示内容に極めて不満であり、そうした発言が 件訴訟特例法による訴を起したが敗訴した。この間Aほか三名の者 原職復帰の部分は、米軍がこれを拒否していて履行不能である。履 却し都労委の命令を支持した。そこで国はさらに当該命令において **づいて中労委に対して再審の申立がなされたが、中労委は申立を棄** とし、原職復帰・賃金遡及払いを内容とする教済命令を発した。 果、都労委は右の解雇が労組法七条一号違反の不当労働行為である そこで四名の者は東京都労委に対して不当労働行為の申立をした結 六月二九日、Dは七月二〇日それぞれ右の理由により解雇された。 ることを理由として即日解雇をいい渡された。 なおCは 二日 後の 不当であることを述べ、X隊長に強く反発した。四名のうちAおよ 旨を述べた(允巻第一号四六頁引用)。この又隊長の訓示の席上Aほか三 Iţ 行不能を強制する命令は違法であるとして東京地裁に対して行政事 それぞれ他に就職し、Aは富山県立高校の教諭として、 B

刊例研究

在民法五三六条、労基法二六条の解釈適用を誤つているとして国をを得ていた。そこで国はなお賃金を額遡及払の教済命令は、Aら会を得ていた。そこで国はなお賃金を整除した残額の給与についたる利益に該当するから労働者が実体上有しない賃金諮求権についたる利益に該当するから労働者が実体上有しない賃金諮求権についたる利益に該当するから労働者が実体上有しない賃金諮求権についたの主要を支持し、労働委員会は、復職までのあいだに労働者が得た賃金のうち副業的なものと認められる場合など特別の事情のある場合を除いては、他で働いて得た賃金を控除した残額の給与についてのみ支払を命ずることができるに過ぎないとした。そこで中労委は、この判決を不服として原判決は労組法七条、同二七条、同二五条、同一条の解釈適用の誤りがあることを第一点とし、第二点とし条、同一条の解釈適用の誤りがあることを第一点とし、第二点とし条、同一条の解釈適用の誤りがあることを第一点とし、第二点として民法五三六条、労基法二六条の解釈適用を誤つているとして国ををといては、他で働いて得た賃金を控除した残額の給与に、Aらの主張として国ををといては、というには、Aらの対象を対応、Cは総理府認給局に、Dは一般会社にそれぞれ勤務し賃金を得ていた。そこで中労委員というにより、第二点として国をを表しているとして国をを表していた。

る争点である。

第二点は、民法五三六条二項と労基法二六条との解釈適用に関す

の額をもつて限度とし、労働者が解雇期間内に他の職について得た「労働委員会による私法上の損害の教済を与えることや相手方使用者とせることを目的とするものであつて、もとより申立人に対し不復させることを目的とするものであつて、もとより申立人に対し不復させることを目的とするものであつて、もとより申立人に対し不復させることを目的とするものであつて、もとより申立人に対し不復させることを目的とするものである。「教育委員会の教済命令をめぐる論点である。「教育委員会の教済命令をめぐる論点である。」

にるを免かれない」とし原判决の妥当性を述べている。 であつて、所論のように、右の控除をすることなって違法であつて、所論のように、右の控除をすることなく、遡及賃金全額であつて、所論のように、右の控除をすることなく、遡及賃金全額をおりて、所論のように、右の控除をすることなく、遡及賃金全額を入る、・・・それが副業的なものであつて解雇がなくても当然取得

するものでない」とし、なお労基法二六条に関連する判断はしてい免かれないが、もとより傍論に過ぎないものであつて、判決に影響と符合するかどうかの観点からも判断した点において失当の畿りを、「所論原判示は、本件救済命令の適否をそれが 私法上の法律関係

【研究】 判旨に反対

相手とし上告した。

当労働行為制度とはいかなる制度かということである。不当労働行為、不当労働行為の内容を命令中に折込みうるかということで、そこには従来から論議されているように重要な判例である。事件の中心となる争点は、不当労働行為の救済命令を出すにあたつてどの範囲労働委員会は、不当労働行為の救済命令を出すにあたつてどの範囲が強委員会は、不当労働行為の救済命令を出すにあたつてどの範囲が、その中では、不当労働行為制度の本質に関連している。その一 この事件は、不当労働行為制度の本質に関連している。その一 この事件は、不当労働行為制度の本質に関連している。その

の第二点は、第一点を基礎とするが、それ独立には不当労働行為制度の第二点は、第一点を基礎とするが、それ独立には不当労働行為制度の第二点は、第一点を基礎とするが、それ独立には不当労働行為制度の限界が、制度の本質を背景として問題となつている権利が、近代市民法理論ないかと考えられるからである。このような考慮にもとづいて原状の復を考えるならば、原状回復は、団結権の権利構造からしてどの異ないが、制度の本質を背景として問題となつている権利が、近代市民法理論界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているといえよう。争い界が、制度の本質を背景として問題となつているというが制度といわれているというには不当労働行為制

回復を考えようとしている。この端的な現われは、原状回復とは労使用者対労働者をあくまでも個別的平等者として把握した上で原状外れているように思われる。すなわち個別的労働関係を前提とし、質とする旨の原則論を述べているが、この原状回復の理解が焦点を質とする旨の原則論を述べているが、この原状回復をもつてその本関連するものとして論識されなければならない問題である が 判 冒関連するものとしている。この端的な現われは、原状回復をもつてその本質に有の二点は、いずれもわが国における不当労働行為制度の本質に

勝者が個人的に楽つた損失の額を(常に金銭的面においてのみの考慮断者が個人的に楽つた損失の額を(常に金銭的面においてのみの考慮をしている)限度として補填するならば、それで十分であるというがしながら、はたして全額のバック・ペイの教済命令が、懲罰といえるかどうか問題である。やはり労働委員会としては、右の程度のえるかどうか問題である。やはり労働委員会としては、右の程度のえるかどうか問題である。やはり労働委員会と思われる。つぎに判留ものをその数量権にもとづき命令しうると思われる。つぎに判留ものをその数量権にもとづき命令しうると思われる。の話権侵害に対する教済機関である労働委員会の数量権が判官のように限定されてのみの考慮をしている。

接部吉隆「被解雇者が他の職について得た収入は、賃金から控除す言島尚史・加藤俊平「今旬の判例を理解するために」(対価法律句報)における原状回復と民法五三六条二項但書につ島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項但書につ島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項但書につ島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項但書につ島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項但書につ島田信義「労働契約における原状回復と民法五三六条二項任書について、石井解久・石川吉右衞門・

なければ理解できない問題である。すなわち行政委員会としての労働の中心をなす教済の実行機関としての労働委員会の性格を決定し

ることにする。

以上述べたような問題について一応疑問を投げかけ、研究を進め

佛委員会は、不当労働行為制度を基礎としていかなる程度の裁量権

にもとづき教済命令を発し得るのであろうか、つまり裁量権の範囲

の問題である。

害される団結権もしくは団体交渉権などの性格からして通常の原状出しておいたが不当労働行為制度の性格からしていいかえれば、侵復、すなわち労働委員会の行なう原状回復は、すでに疑問として侵救済する制度である。不当労働行為制度がその目的とする 原 状 回二 一不当労働行為制度は、団結権および団体交渉権の侵害行為を二

ることを必要とするか」(〇号四四頁以下) などがある。

団体交渉権侵害行為をいい、使用者が不公正な行為を行なうことを 回復とは相違するものといえる。不当労働行為とは、団結権および 意識を基礎として始めて構成される性質のものであるがために、 は、右のような行使の場を念頭において行なわれなければ なら な て持つものである。したがつて団結権の権利侵害行為に対する救済 る権利であり、この権利の内容は、集団的労働関係を実現の場とし である。いまさらいうまでもなく団結権は労働者の団結を本体とす 回復は救済しなければならない権利の性格から考察することが必要 いうのであるが、不当労働行為制度の本質が救済である以上、原状 び要因を検討した上で対等性確保をなによりの目的とし団結権侵害 能である。してみると救済は、そこで考慮されるあらゆる要素およ 的労働関係における使用者に対する対等性を念頭において始めて可 の性格を見逃して救済を考えるべきではない。そこで救済は、集団 い。また団結権は、使用者に対する対等性の実現を主眼とする団結 対等性実現というかたちで行なわれうる。救済は、侵害行為がまつ による精神的な損失もまたこれを補塡して始めて救済の完全性が、 行為の排除を行なうことである。 たとえば使用者の団結権侵害行為 少によつて、いいかえれば支払われうる賃金額だけで、救済が完全 たくなかつた状態にできうるかぎり近づけることで、単に賃金の多 実をよりどころとして、法的価値評価をするのが本来の 姿 で は な はあるまいか。そして救済にあたつては、労使間における過去の事 的な把握のしかたであつて、不当労働行為の救済とはいえないので に行なわれるとすべきものでない。右の考え方は、あまりにも一面

行為の排除にその本来の目的がある。
行為の排除にその本来の目的がある。
行為の排除にその本来の目的がある。

不当労働行為制度とその救済とを右のように考えると、従来の裁判所とは別に、救済のみを目的とする一つの司法的機関が必要である。すなわち救済される権利の性格、わが国における団結権の権利る。すなわち救済される権利の性格、わが国における団結権の権利った教済しきれず、ここに労働委員会の必要性がある わけ で あっての労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対る。この労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対る。この労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対る。この労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対る。この労働委員会は、労働組合という集団性と使用者に対する対象をした。

界がある。団結権侵害行為の救済のためには、団結権侵害行為を救によつて規定され裁量権のおよぶ範囲もしくはそれ自身発動する限るかということである。いうまでもなく裁量権といえどもその目的権は、いかなる性質のものでありまたいかなる限界を持つものであところでこの事件における他の問題の一つは、労働委員会の裁量

害の救済を与えること」は、原状回復を目的とする労働委員会の目 不可能といえる。 最高裁判所は、「不当労働行為による私法上の損 もまた広範囲なものというべきである。いいかえれば裁量権が広範 すでに述べたように団結権は、一般の市民法上の権利と比較して極 済するに必要なだけの裁量権が認められているべきである。 そこで してなんらさしつかえないであろう。かくて労働委員会の右のよう 要とあらば、また裁判所と同様権利義務関係を労使のあいだに確定 は、権利義務関係を確定するが、労働委員会としても原状回復に必 厳格に区別できるものであろうか。考えてみれば、たしかに裁判所 区別し、これを意識して命令しているであろうか、あるいはこれが 損害賠償と不当労働行為の救済命令における原状回復とをどの程度 い。そもそも労働委員会は救済命令を出すにあたつてわが民法上の らば、私法上の損害の救済命令を出したとしても違法とは思われな 的から外れるとしているが、逆にいえば原状回復のために必要とあ なものでないならば、労働委員会の目的を達成することはほとんど めて多様性を持つ権利であるから、それなりに労働委員会の裁量権 な広範な裁量権を否認しようとしている態度のうかがわれるこの判

を科すること」になり、労働委員会の目的から外れるというのであは、これに対して、すでに述べたように「相手方使用者に対し懲罰賠償を救済命令のかたちで出すことができるであろう。最高裁判所賠償を救済命令のかたちで出すことができるであろう。最高裁判所賠償を救済命令のかたちで出すことができるであろう。最高裁判所

決には賛成できないものがある。

る。 関係の中断があるとみることにより、不当労働行為を行なつた使用 は明白な因果関係の中断があるとみるのが妥当と思われる)。 さて因果 ある以上、労働力提供の債務の免脱と他の職場で賃金を得たこととの間 あくまでも 労働者個人の自由な 意思によるもの である。 解雇が無効で 関係にあるか法律上疑問である(解雇された労働者が他の職場に働き あるが、この場合解雇と他の職場で賃金を得たこととが、相当因果 されたことによつて、他に職を得、そこに就職して賃金を得たので 判断される理由がどこにあるであろうか。なるほど使用者から解雇 ければならない賃金の支払を命ずるのであり、それが直ちに懲罰と 罰とはいえない。ここで民法五三六条二項を問題とする必要がある たのである。そして残つた賃金債務の支払を使用者に命じたとして 者は、賃金支払の債務を残し、労働者は他の職場で賃金を支払われ に法律上の因果関係を想定することは困難であり、右の両者のあいだに に出ない場合を考えるべきである。他の職場で働き、賃金を得たことは 済において考慮する必要はない。民法五三六条二項は、因果関係に する観点から、右条文の法理を考慮することは当然といえるが きる法理ではないと思われる。裁判所が、その権利義務関係を確定 る意図のもとに行なわれる救済命令のなかにそのままの姿で適用で が、民法五三六条二項の法理は、団結権侵害行為を救済しようとす も、それは、法律上払うべきものを払うように命じたまでであり懲 ある「自己の債務を免れたことにより得た利益」の償還を規定して かし適用はできないであろう)、団結権侵害行為の排除すなわち 救 しかしここで考えなければならないことは、 使用者が支払わな

いるのであり、すでに指摘したように因果関係の中断のある場合に

会に賃金の差引きを強いることは、法律上妥当といえない。つまりにも正確な差引きようがないといえる。右のような性格の労働委員賃金からいくら差引いたものかが問題である。労働委員会としては一歩ゆずつて民法五三六条二項の法理にしたがうとしても、支払いは、本条の適用される余地はないというべきである。ここでかりに

労働委員会は、控除する権限を持たないものである。

的を実現することを可能としてのみ始めて原状回復が、団結権につけて考えているようであるから、事実上被つた損失額――金銭だけで考えているようであるが――をもつて、教済命令の内容とすべきであるという考え方を堅く守つているように思われる。しかし労きであるという考え方を堅く守つているように思われる。しかし労命令は、「普通の訴訟では 到底できないような具体的事 案 に 即した教済を与える」(前の判決の意向としては、労働委員会は、原状回思うに最高裁判所の判決の意向としては、労働委員会は、原状回思うに最高裁判所の判決の意向としては、労働委員会は、原状回

、。 いてほとんど不可能と考えるこの判決には賛成すること が で き なめて狭く解し、労働委員会による不当労働行為の救済をこの面にお務関係の確定に中心を置くべきでないとし労働委員会の裁量権を極いうまでもなく、この判断を越えた命令を出すことも可 能 で あるいて可能であり、このためには普通の権利義務関係に関する判断は

に関連する最高裁判決として附記しておこう。 五三六条二項および労基法二六条をめぐる事件となつている。ここ 放済命令が 問題とされないため(上告人は個人労働者である)、民法 救済命令が 問題とされないため(上告人は個人労働者である)、民法 なける権利義務関係の確定を中心とするものであり、労働委員会の は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい は四〇パーセントの範囲内でバック・ペイから控除できるとしてい

なおこの事件に類似する上告審判決は、使用者は不当労働行為に

(阿久沢亀夫)